

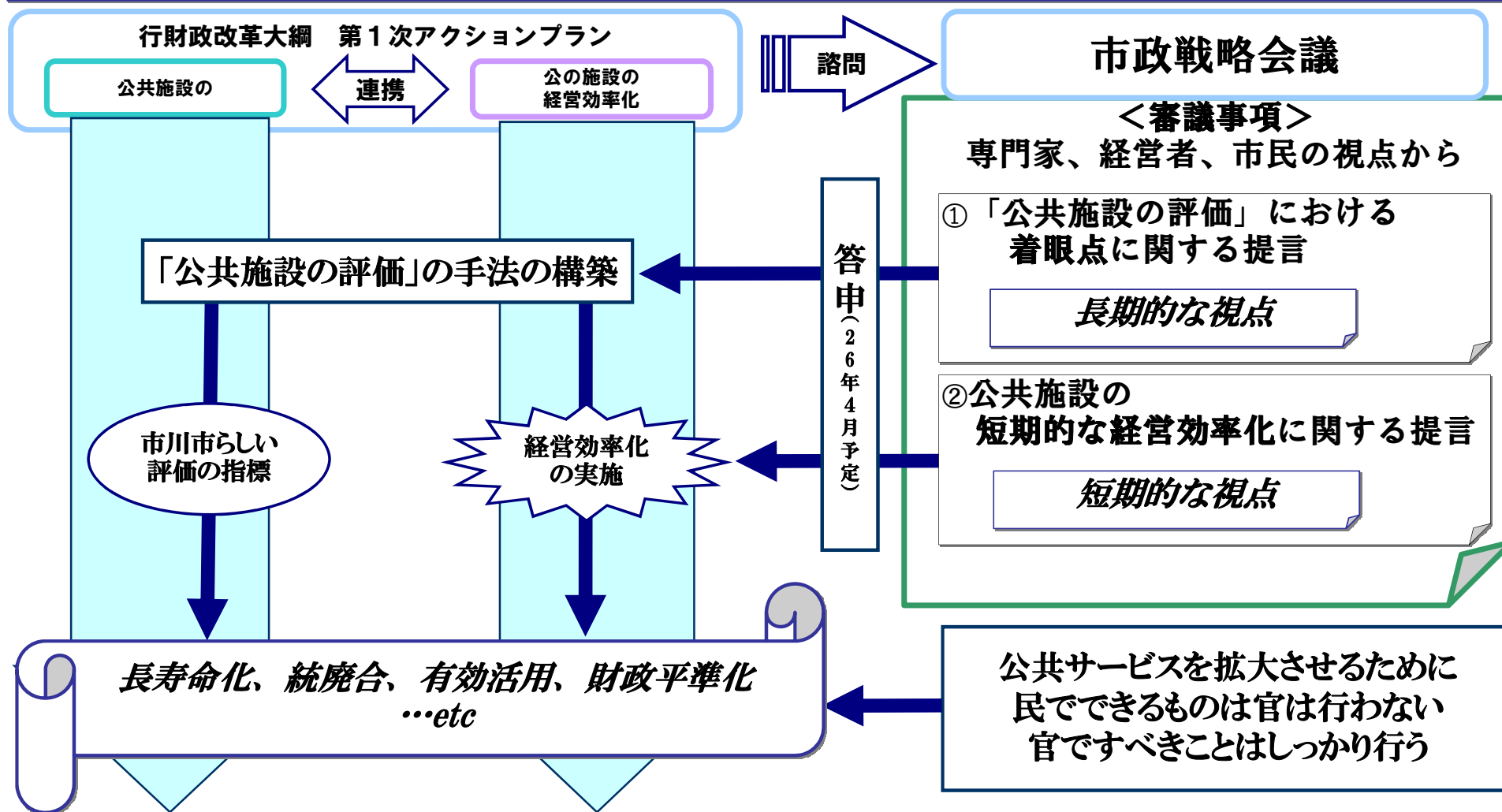
《 各委員からの要望資料等 》

1. 公共施設のマネジメントに関する今後の展開イメージ図・・・・・・・・ P1
2. 公共施設の比較衡量及び審議イメージ図・・・・・・・・・・・・・・ P2
3. 施設ごとのこれまでの効率化の取り組み・・・・・・・・・・・・・・ P3
4. 複合施設の代表的なパターン・・・・・・・・・・・・・・ P4
5. 主な公共施設に関する資産老朽化比率一覧・・・・・・・・・・・・・・ P5
6. 老人憩の家の設置運営について（厚生省通知）・・・・・・・・・・・・ P15
7. 図書館法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17

公共施設のマネジメントに関する今後の展開イメージ図

＜市川市の公共施設の現状と課題＞

- ・公共施設の老朽化が進み、大規模な改修や建替などの時期が到来しつつあり、維持保全にかかるコストの増大が予想される。
- ・施設の管理運営において、必ずしも行政経営全般の視点から評価・改善が行われているとはいえない。
- ・各施設の評価・改善の仕組みや指標が整備されていない。



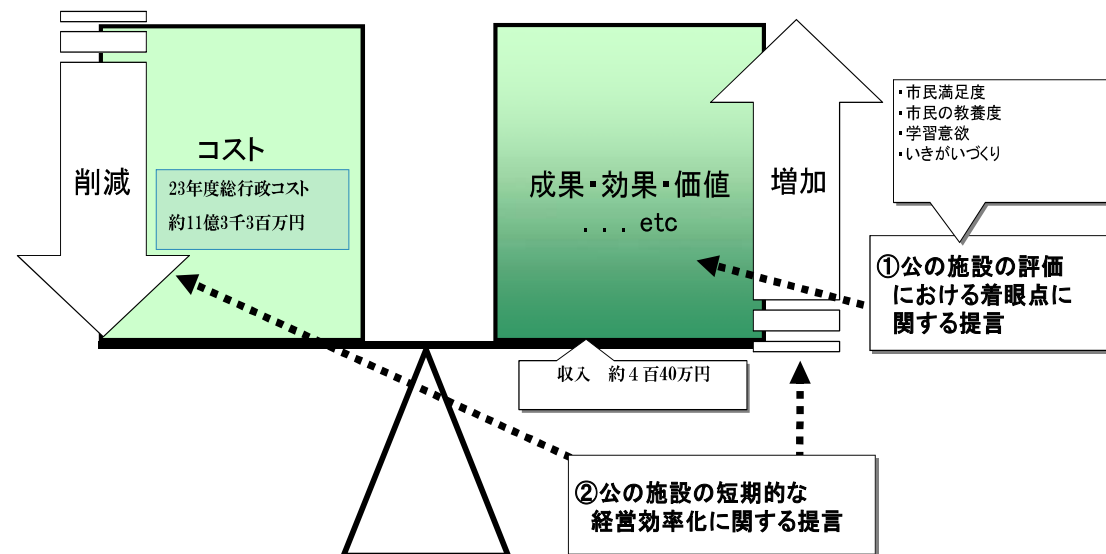
公共施設の比較衡量及び審議イメージ図

施設の背景(図書館)

市川市の図書館は、昭和25年市川小に併設した形で開設され、昭和32年に、葛飾八幡宮境内に独立した館となる。昭和39年に行徳分館開設。昭和43年、新館が本館に隣接し開館。昭和50年移動図書館開設。昭和54年信篤図書館開設。昭和56年行徳図書館、新館開設。昭和58年南行徳図書館開設。昭和62年平田図書室開館。平成6年、中央図書館・こどもとよかん市川市生涯学習センター内に開館。平成21年市川駅南口図書館開館。

設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。
また、市民が生涯にわたって学習する機会を広く提供することにより、市民の生涯学習の振興及び普及を図るため、生涯学習センターを設置する。



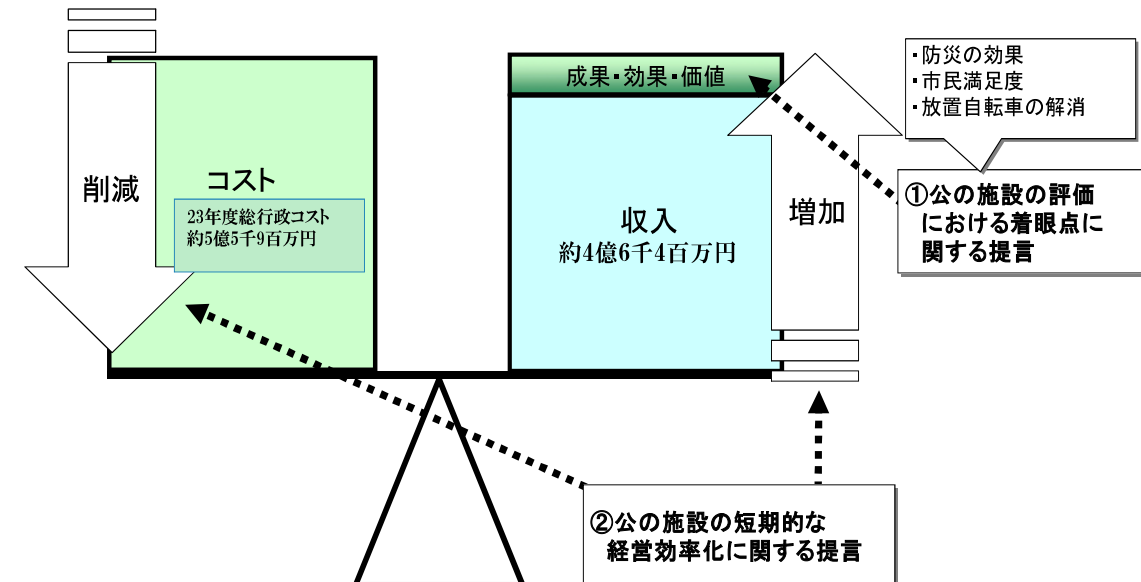
公共施設の比較衡量及び審議イメージ図

施設の背景(駐輪場)

駅周辺等の良好な環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るための放置対策として、駐輪場の整備と街頭指導などを行なうもの。

設置目的

駅周辺等の良好な環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図るため。



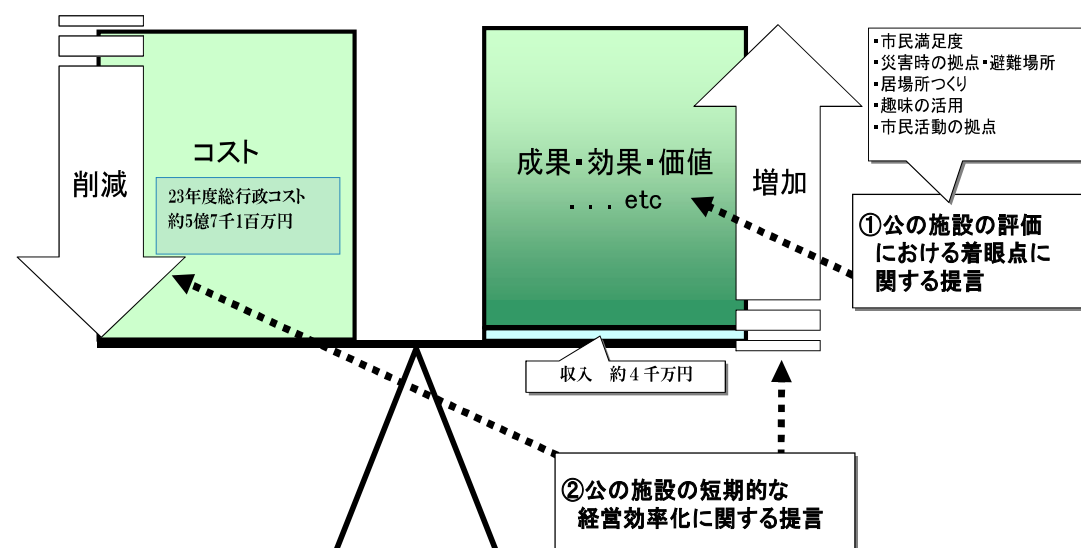
公共施設の比較衡量及び審議イメージ図

施設の背景(公民館)

社会教育法に基づき設置 概ね中学校区に1館を目安に設置され市内に16館が設置されている。

設置目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。



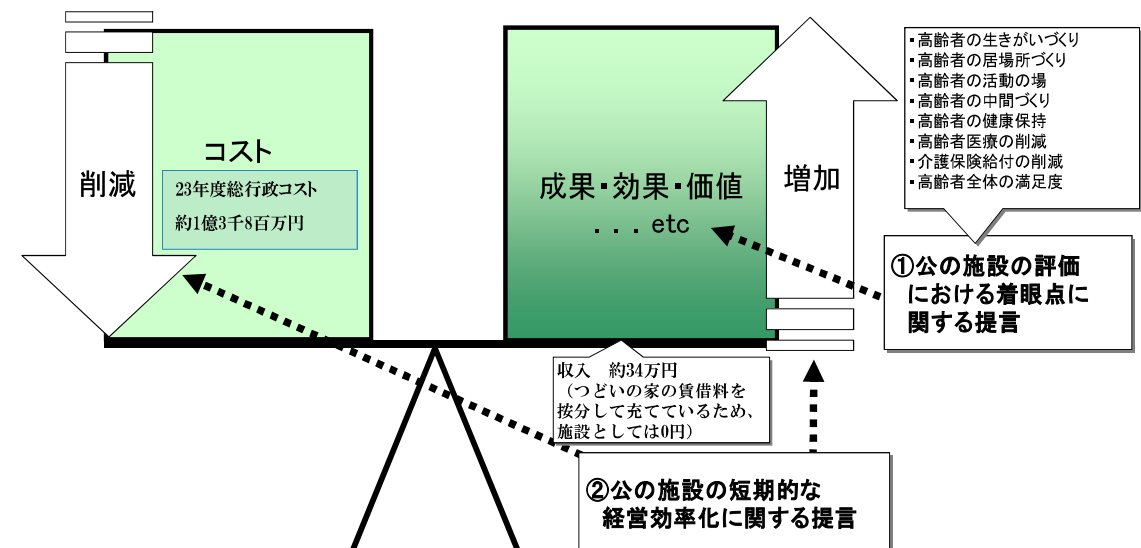
公共施設の比較衡量及び審議イメージ図

施設の背景(いきいきセンター)

昭和40年に、当時の厚生省より「老人憩いの家の設置運営要綱」が定められ、老人福祉を増進するための施設として「老人憩いの家」を積極的に整備する通知が出された。

設置目的

高齢者の心身の健康保持と福祉の増進に寄与するため、教養の向上、レクリエーション等の施設として設置し、生きがいづくりや仲間づくりを支援するもの。

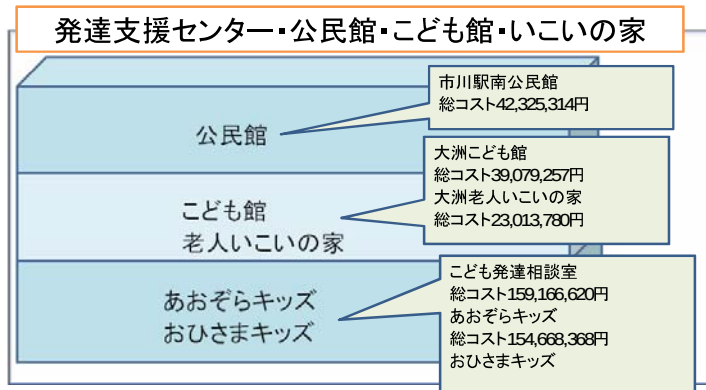


施設ごとのこれまでの効率化の取り組み

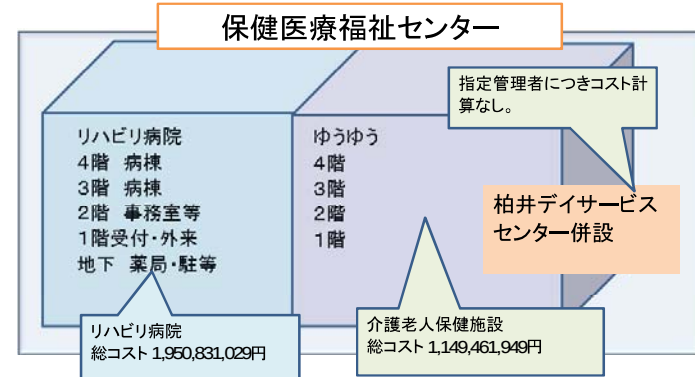
施設名	効率化の取り組み内容
図書館	非常勤職員を配置し、人件費の節約をはかっている。 ボランティアの協力。 平成15年に図書館CTIサーバを導入。中央図書館の督促業務の自動化開始。中央図書館の予約連絡業務の自動化開始。中央図書館の電話応答案内システム稼働開始。これらにより、人件費の抑制および通信費の節減など業務の効率化を図る。 平成16年に図書館連絡車による市内物流使用務を全面委託。
駐輪場	・市有地(一部国有地賃貸借)の有効利用を図るため、立体駐輪場(3F)にした。 ・1. 機械管理としたことで、24時間課金を可能とした。2. 機械管理としたことで、委託費の削減を行なった。 ・1. 道路用地の地下部分を有効利用したもの。2. 地下2層で2段式ラックを設置し、駐輪台数の確保を図った。 ・2層にし、2段式ラックを設置し、駐輪台数の確保を図った。 ・1回利用については、機械管理とし、24時間課金可能としたこと ・再開発ビルの権利床(地下)を有効利用した。 ・大野第2駐輪場隣地の用地を取得し、恒久的利用を図るとともに、同駅周辺の2駐輪場を廃止し、借地料などの軽減を行なった。
公民館	平成13年度に組織のスリム化と業務の効率化を図る目的で、「センター制」が導入された。これに伴い公民館に配置される正規職員が削減となり、平成22年度には正規職員の配置は無くなった。現在の公民館は社会教育課による事務取りまとめのもと再任用職員と非常勤職員による運営となっている。
いこいの家	①医師が行っていた健康相談を平成23年度より看護師が行うことにより費用を削減。 (平成22年度勤務医師報償金:3,378,500円→平成23年度非常勤職員等雇上料:634,719円) ②看護師の配置の見直しにより旅費を削減。 (平成23年度47,800円→平成24年度35,470円)

複合施設の代表的なパターン

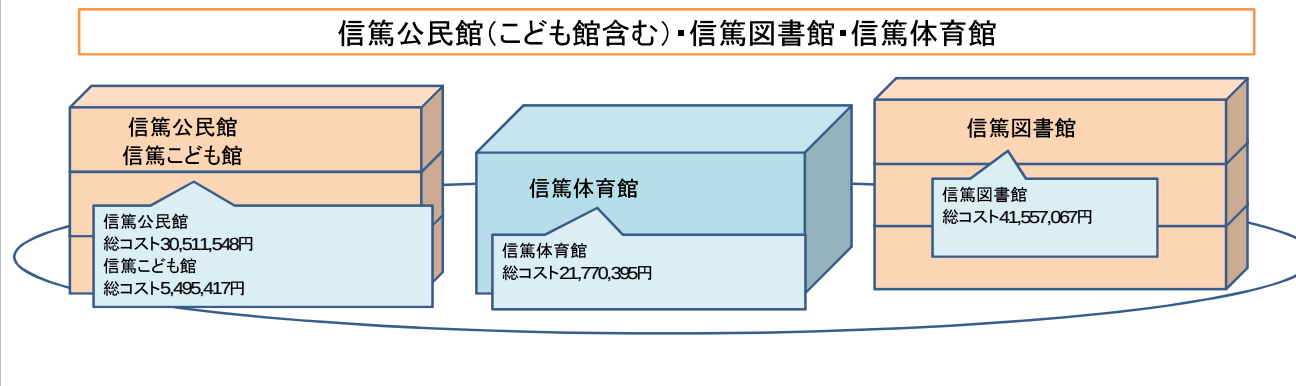
(1) 複合施設 同一建物の中に階層別で施設がある場合



(2) 複合施設 同一建物の中に合体して施設がある場合



(3) 複合施設 同一敷地内で建物が2つ以上ある場合



主な公共施設に関する資産老朽化比率一覧

(単位:円、%)

資産名称	施設数	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
		平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
庁舎施設	11	8,736,847,009	8,546,487,259	190,359,750	3,500,439,793	3,513,798,961	△ 13,359,168	59.9%	58.9%	1.0%
消防施設	9	3,502,365,029	3,404,974,379	97,390,650	1,606,258,248	1,578,145,649	28,112,599	54.1%	53.7%	0.5%
市営住宅	23	16,717,715,654	16,177,217,654	540,498,000	7,328,008,692	7,139,356,428	188,652,264	56.2%	55.9%	0.3%
保育園	28	4,249,720,309	4,211,374,309	38,346,000	1,483,750,910	1,549,678,742	△ 65,927,832	65.1%	63.2%	1.9%
幼稚園	8	1,578,884,695	1,573,004,695	5,880,000	495,288,420	520,746,624	△ 25,458,204	68.6%	66.9%	1.7%
小学校	39	44,420,553,477	42,833,989,258	1,586,564,219	14,925,360,498	14,339,112,270	586,248,228	66.4%	66.5%	△ 0.1%
中学校	17	24,479,705,808	23,753,525,388	726,180,420	8,991,105,692	8,738,075,017	253,030,675	63.3%	63.2%	0.1%
公民館	13	5,767,133,787	5,717,770,137	49,363,650	2,256,766,747	2,346,722,038	△ 89,955,291	60.9%	59.0%	1.9%
ふれあい館	13	281,140,376	279,722,876	1,417,500	34,169,846	39,215,739	△ 5,045,893	87.8%	86.0%	1.9%
福祉施設	7	2,699,986,817	2,653,786,817	46,200,000	880,079,644	897,721,498	△ 17,641,854	67.4%	66.2%	1.2%
文化施設	8	8,604,095,129	8,617,260,029	△ 13,164,900	3,674,670,729	3,876,135,642	△ 201,464,913	57.3%	55.0%	2.3%
保健・衛生施設	9	24,640,064,198	24,640,064,198	0	11,961,500,255	12,756,441,792	△ 794,941,537	51.5%	48.2%	3.2%
スポーツ施設	4	4,832,071,359	4,765,865,709	66,205,650	1,741,517,458	1,759,886,803	△ 18,369,345	64.0%	63.1%	0.9%
生涯学習施設	7	14,140,182,404	14,133,220,904	6,961,500	5,668,894,745	5,888,646,374	△ 219,751,629	59.9%	58.3%	1.6%
その他公共施設	7	4,323,441,061	4,323,441,061	0	1,589,725,535	1,689,668,605	△ 99,943,070	63.2%	60.9%	2.3%
公共施設合計	203	168,973,907,112	165,631,704,673	3,342,202,439	66,137,537,212	66,633,352,182	△ 495,814,970	60.9%	59.8%	1.1%

◎資産老朽化比率とは、年数経過により資産価値が減少（減価償却）していく建物などについて、その減価償却がどの程度進んでいるのかを表す比率です。
 この比率が高いほど、耐用年数が迫っていることを示し、今後補修などの費用が多くかかることが予想されます。

資産老朽化比率 ＝ （取得額 － 年度末時点の評価額）／取得額×100（％）

※資産老朽化比率の対象となる資産は、市役所や学校、公民館などの事業用資産に分類される建物、クリーンセンター（ごみ焼却場）や終末処理場などのインフラ資産に分類される建物、

及びそれらの建物に整備されている空調設備や給排水設備などです。

※年度末時点の評価額とは、当該年度末時点までの間の減価償却費を、取得額から差し引いた額です。

【庁舎施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
本庁舎	3,108,892,593	3,098,980,593	9,912,000	1,049,560,962	1,107,722,856	△ 58,161,894	66.2%	64.3%	2.0%
分庁舎C棟	73,805,860	73,805,860	0	48,094,200	51,385,688	△ 3,291,488	34.8%	30.4%	4.5%
八幡3丁目分庁舎	28,970,655	28,970,655	0	16,613,913	17,396,120	△ 782,207	42.7%	40.0%	2.7%
八幡分庁舎	168,934,494	168,934,494	0	25,169,539	34,290,366	△ 9,120,827	85.1%	79.7%	5.4%
分庁舎A・B棟	597,383,935	597,383,935	0	224,820,316	240,543,879	△ 15,723,563	62.4%	59.7%	2.6%
職員研修室	73,140,139	73,140,139	0	47,048,565	48,439,162	△ 1,390,597	35.7%	33.8%	1.9%
中山窓口連絡所	14,823,983	14,823,983	0	1,906,311	2,339,484	△ 433,173	87.1%	84.2%	2.9%
大柏出張所・大野公民館	943,841,718	943,841,718	0	363,428,533	383,593,977	△ 20,165,444	61.5%	59.4%	2.1%
行徳支所(行徳図書館・末広こども館含む)	1,851,496,682	1,671,048,932	180,447,750	783,151,489	641,090,499	142,060,990	57.7%	61.6%	△ 3.9%
信篤窓口連絡所	20,063,450	20,063,450	0	5,452,793	5,841,971	△ 389,178	72.8%	70.9%	1.9%
南行徳市民センター	1,855,493,500	1,855,493,500	0	935,193,172	981,154,959	△ 45,961,787	49.6%	47.1%	2.5%
庁舎施設合計	8,736,847,009	8,546,487,259	190,359,750	3,500,439,793	3,513,798,961	△ 13,359,168	59.9%	58.9%	1.0%

【消防施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
西消防署 国府台出張所	118,246,520	118,246,520	0	49,332,652	52,141,631	△ 2,808,979	58.3%	55.9%	2.4%
西消防署	1,133,120,168	1,133,120,168	0	474,671,453	491,920,770	△ 17,249,317	58.1%	56.6%	1.5%
東消防署 高谷出張所	127,832,150	127,832,150	0	34,146,747	37,154,059	△ 3,007,312	73.3%	70.9%	2.4%
南消防署 行徳出張所	105,943,050	105,943,050	0	33,663,091	36,295,150	△ 2,632,059	68.2%	65.7%	2.5%
北消防署 曽谷出張所	205,328,188	113,555,038	91,773,150	125,933,243	36,682,617	89,250,626	38.7%	67.7%	△ 29.0%
南消防署	249,667,821	246,307,821	3,360,000	87,557,345	91,464,610	△ 3,907,265	64.9%	62.9%	2.1%
消防局・東消防署合同庁舎	993,077,194	990,819,694	2,257,500	298,539,076	311,538,091	△ 12,999,015	69.9%	68.6%	1.4%
北消防署	499,499,700	499,499,700	0	477,362,418	493,965,371	△ 16,602,953	4.4%	1.1%	3.3%
東消防署 中山出張所	69,650,238	69,650,238	0	25,052,223	26,983,350	△ 1,931,127	64.0%	61.3%	2.8%
消防施設合計	3,502,365,029	3,404,974,379	97,390,650	1,606,258,248	1,578,145,649	28,112,599	54.1%	53.7%	0.5%

【市営住宅】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
奉免教職員住宅	133,302,051	133,302,051	0	39,408,247	42,340,892	△ 2,932,645	70.4%	68.2%	2.2%
平田団地	141,666,750	141,666,750	0	64,876,910	67,919,334	△ 3,042,424	54.2%	52.1%	2.1%
八幡団地	704,002	704,002	0	3	3	0	100.0%	100.0%	0.0%
東菅野市営住宅	145,803,730	145,803,730	0	54,905,389	58,739,184	△ 3,833,795	62.3%	59.7%	2.6%
宮久保団地	162,109,524	162,109,524	0	69,958,985	73,655,888	△ 3,696,903	56.8%	54.6%	2.3%
曾谷第1団地	224,454,712	224,454,712	0	97,512,096	102,708,362	△ 5,196,266	56.6%	54.2%	2.3%
曾谷第2団地	179,747,830	167,357,830	12,390,000	67,355,180	58,322,827	9,032,353	62.5%	65.2%	△2.6%
柏井第1団地	562,919,138	562,919,138	0	247,792,893	260,105,242	△ 12,312,349	56.0%	53.8%	2.2%
柏井第2団地	322,029,750	322,029,750	0	127,234,769	137,349,540	△ 10,114,771	60.5%	57.3%	3.1%
大町第1団地	2,318,804,764	2,318,804,764	0	995,611,454	1,037,006,244	△ 41,394,790	57.1%	55.3%	1.8%
大町第2団地	2,457,225,072	2,452,342,572	4,882,500	1,009,044,888	1,054,185,654	△ 45,140,766	58.9%	57.0%	1.9%
稲荷木団地	116,706,000	116,706,000	0	43,170,353	45,992,580	△ 2,822,227	63.0%	60.6%	2.4%
相之川第二団地	2,022,195,844	2,022,195,844	0	748,642,810	793,056,626	△ 44,413,816	63.0%	60.8%	2.2%
大町第3団地	1,668,159,395	1,169,572,145	498,587,250	1,030,419,532	560,940,196	469,479,336	38.2%	52.0%	△13.8%
曾谷第三市営住宅	122,606,440	122,606,440	0	24,102,193	26,807,547	△ 2,705,354	80.3%	78.1%	2.2%
北方市営住宅(第1団地)	356,419,156	356,419,156	0	86,885,343	96,061,349	△ 9,176,006	75.6%	73.0%	2.6%
塩浜市営住宅	3,839,428,046	3,839,428,046	0	1,897,214,325	1,984,337,640	△ 87,123,315	50.6%	48.3%	2.3%
市営住宅奉免団地	589,525,704	589,525,704	0	172,228,177	186,323,048	△ 14,094,871	70.8%	68.4%	2.4%
相之川第1市営住宅	194,302,000	194,302,000	0	74,696,600	79,055,854	△ 4,359,254	61.6%	59.3%	2.2%
柏井第3団地	85,461,196	85,461,196	0	34,791,387	36,807,049	△ 2,015,662	59.3%	56.9%	2.4%
原木市営住宅	230,418,700	230,418,700	0	87,621,639	92,329,007	△ 4,707,368	62.0%	59.9%	2.0%
曾谷第4市営住宅	248,391,340	248,391,340	0	102,462,336	107,623,641	△ 5,161,305	58.7%	56.7%	2.1%
北方第2市営住宅	595,334,510	570,696,260	24,638,250	252,073,183	237,688,721	14,384,462	57.7%	58.4%	△0.7%
市営住宅合計	16,717,715,654	16,177,217,654	540,498,000	7,328,008,692	7,139,356,428	188,652,264	56.2%	55.9%	0.3%

【保育園】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
市立平田保育園(平田図書館含む)	142,845,825	142,845,825	0	65,372,980	69,531,219	△ 4,158,239	54.2%	51.3%	2.9%
市立北方保育園	97,162,221	97,162,221	0	35,529,950	37,094,821	△ 1,564,871	63.4%	61.8%	1.6%
市立市川保育園	220,547,994	220,547,994	0	58,690,847	65,188,575	△ 6,497,728	73.4%	70.4%	2.9%
市立若宮保育園	53,951,757	53,951,757	0	25,117,319	26,359,345	△ 1,242,026	53.4%	51.1%	2.3%
市立大洲保育園	115,752,789	115,752,789	0	45,698,034	47,954,122	△ 2,256,088	60.5%	58.6%	1.9%
市立富貴島保育園	81,549,272	81,549,272	0	31,267,877	32,608,921	△ 1,341,044	61.7%	60.0%	1.6%
市立東大和田保育園	115,550,494	115,550,494	0	42,713,653	44,292,915	△ 1,579,262	63.0%	61.7%	1.4%
市立大和田保育園	110,591,906	110,591,906	0	39,528,844	41,286,125	△ 1,757,281	64.3%	62.7%	1.6%
市立新田保育園	143,706,855	143,706,855	0	52,535,055	54,719,170	△ 2,184,115	63.4%	61.9%	1.5%
市立鬼高保育園	172,933,300	172,933,300	0	40,174,935	44,341,118	△ 4,166,183	76.8%	74.4%	2.4%
市立曾谷保育園・母子寮	389,171,039	364,538,039	24,633,000	154,383,982	138,048,395	16,335,587	60.3%	62.1%	△1.8%
市立行徳保育園	211,159,367	203,357,867	7,801,500	72,076,042	68,972,350	3,103,692	65.9%	66.1%	△0.2%
市立市川南保育園	128,757,167	128,757,167	0	33,241,785	36,039,305	△ 2,797,520	74.2%	72.0%	2.2%
市立本北方保育園	147,471,652	147,471,652	0	46,197,734	49,824,129	△ 3,626,395	68.7%	66.2%	2.5%
市立宮久保保育園	103,792,000	103,792,000	0	8,200,241	8,480,591	△ 280,350	92.1%	91.8%	0.3%
市立菅野保育園	125,313,120	119,401,620	5,911,500	24,555,273	19,696,602	4,858,671	80.4%	83.5%	△3.1%
市立欠真間保育園	151,622,814	151,622,814	0	57,222,241	59,556,151	△ 2,333,910	62.3%	60.7%	1.5%
市立塩焼保育園	182,722,856	182,722,856	0	26,744,751	32,943,715	△ 6,198,964	85.4%	82.0%	3.4%
市立稻荷木保育園	117,122,637	117,122,637	0	8,854,472	11,834,286	△ 2,979,814	92.4%	89.9%	2.5%
市立新田第2保育園	136,960,431	136,960,431	0	53,903,772	56,841,611	△ 2,937,839	60.6%	58.5%	2.1%
市立塩焼第2保育園	125,558,319	125,558,319	0	44,874,098	47,653,431	△ 2,779,333	64.3%	62.0%	2.2%
市立大野保育園	207,738,162	207,738,162	0	79,757,659	86,120,689	△ 6,363,030	61.6%	58.5%	3.1%
市立行徳第2保育園	125,293,690	125,293,690	0	41,626,895	44,363,556	△ 2,736,661	66.8%	64.6%	2.2%
市立香取保育園	108,908,878	108,908,878	0	46,627,440	49,082,930	△ 2,455,490	57.2%	54.9%	2.3%
湊新田保育園	147,066,888	147,066,888	0	73,433,122	80,146,370	△ 6,713,248	50.1%	45.5%	4.6%
市立塩浜保育園	120,275,736	120,275,736	0	45,035,952	48,034,724	△ 2,998,772	62.6%	60.1%	2.5%
妙典保育園(ファミリーサポートセンター含む)	355,166,590	355,166,590	0	189,288,425	205,905,323	△ 16,616,898	46.7%	42.0%	4.7%
中国分保育園	111,026,550	111,026,550	0	41,097,532	42,758,253	△ 1,660,721	63.0%	61.5%	1.5%
保育園合計	4,249,720,309	4,211,374,309	38,346,000	1,483,750,910	1,549,678,742	△ 65,927,832	65.1%	63.2%	1.9%

【幼稚園】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
二俣幼稚園	182,742,600	182,742,600	0	36,953,476	40,326,826	△ 3,373,350	79.8%	77.9%	1.8%
信篤幼稚園	189,147,485	185,157,485	3,990,000	51,931,965	51,600,750	331,215	72.5%	72.1%	0.4%
稲荷木幼稚園	133,735,350	133,735,350	0	33,770,386	37,044,921	△ 3,274,535	74.7%	72.3%	2.4%
大洲幼稚園	130,305,510	130,305,510	0	36,999,459	40,263,101	△ 3,263,642	71.6%	69.1%	2.5%
南行徳幼稚園	260,901,000	260,901,000	0	63,149,465	67,865,837	△ 4,716,372	75.8%	74.0%	1.8%
百合台幼稚園	213,874,000	213,874,000	0	68,419,189	72,432,689	△ 4,013,500	68.0%	66.1%	1.9%
新浜幼稚園	194,819,750	194,819,750	0	81,128,507	84,841,966	△ 3,713,459	58.4%	56.5%	1.9%
塩焼幼稚園	273,359,000	271,469,000	1,890,000	122,935,973	126,370,534	△ 3,434,561	55.0%	53.4%	1.6%
幼稚園合計	1,578,884,695	1,573,004,695	5,880,000	495,288,420	520,746,624	△ 25,458,204	68.6%	66.9%	1.7%

【小学校】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
市川小学校	408,154,700	400,297,700	7,857,000	47,654,865	54,558,248	△ 6,903,383	88.3%	86.4%	2.0%
真間小学校	626,847,566	623,088,566	3,759,000	217,201,837	225,876,838	△ 8,675,001	65.4%	63.7%	1.6%
中山小学校	998,524,584	990,938,584	7,586,000	346,505,303	365,219,077	△ 18,713,774	65.3%	63.1%	2.2%
八幡小学校	957,426,361	957,426,361	0	328,004,628	349,545,938	△ 21,541,310	65.7%	63.5%	2.2%
国分小学校	884,375,500	882,562,150	1,813,350	267,594,430	282,493,804	△ 14,899,374	69.7%	68.0%	1.8%
大柏小学校	918,205,687	918,205,687	0	288,689,807	307,798,671	△ 19,108,864	68.6%	66.5%	2.1%
宮田小学校	653,087,681	651,724,781	1,362,900	221,125,355	231,677,693	△ 10,552,338	66.1%	64.5%	1.7%
富貴島小学校	746,021,700	746,021,700	0	248,680,018	263,961,899	△ 15,281,881	66.7%	64.6%	2.0%
若宮小学校	1,145,786,224	1,090,815,574	54,970,650	388,664,500	356,299,365	32,365,135	66.1%	67.3%	△ 1.3%
国府台小学校	1,455,362,558	1,384,822,816	70,539,742	656,014,082	618,565,094	37,448,988	54.9%	55.3%	△ 0.4%
平田小学校	1,253,060,660	1,253,060,660	0	355,820,212	379,789,503	△ 23,969,291	71.6%	69.7%	1.9%
鬼高小学校	1,212,567,786	1,186,751,696	25,816,090	331,458,468	341,878,241	△ 10,419,773	72.7%	71.2%	1.5%
行徳小学校	1,376,231,949	1,376,231,949	0	356,373,304	383,025,168	△ 26,651,864	74.1%	72.2%	1.9%
信篤小学校	1,006,343,068	1,006,343,068	0	371,283,976	390,551,884	△ 19,267,908	63.1%	61.2%	1.9%
稲荷木小学校	1,046,468,610	1,039,959,610	6,509,000	173,758,586	195,932,921	△ 22,174,335	83.4%	81.2%	2.2%
南行徳小学校	1,281,332,794	1,281,332,794	0	442,865,064	470,675,196	△ 27,810,132	65.4%	63.3%	2.2%
鶴指小学校	765,646,499	618,831,499	146,815,000	333,956,337	207,427,917	126,528,420	56.4%	66.5%	△ 10.1%
宮久保小学校	639,698,888	639,698,888	0	275,010,126	290,286,972	△ 15,276,846	57.0%	54.6%	2.4%
二俣小学校	1,332,172,750	1,332,172,750	0	420,088,996	446,601,802	△ 26,512,806	68.5%	66.5%	2.0%
中国分小学校	796,983,793	795,339,493	1,644,300	145,318,480	157,729,343	△ 12,410,863	81.8%	80.2%	1.6%
曾谷小学校	1,278,849,128	1,153,953,728	124,895,400	305,721,701	203,481,155	102,240,546	76.1%	82.4%	△ 6.3%
大町小学校	691,770,230	618,574,730	73,195,500	189,372,535	128,168,343	61,204,192	72.6%	79.3%	△ 6.7%
北方小学校	1,062,903,862	932,914,912	129,988,950	321,415,264	211,142,924	110,272,340	69.8%	77.4%	△ 7.6%
新浜小学校	1,209,350,859	1,209,350,859	0	350,621,312	371,926,108	△ 21,304,796	71.0%	69.2%	1.8%
百合台小学校	1,295,214,258	1,293,685,458	1,528,800	457,989,076	482,816,763	△ 24,827,687	64.6%	62.7%	2.0%
富美浜小学校	1,204,780,277	1,202,238,227	2,542,050	402,858,031	423,152,383	△ 20,294,352	66.6%	64.8%	1.8%
柏井小学校	821,741,650	687,869,800	133,871,850	349,760,719	232,012,987	117,747,732	57.4%	66.3%	△ 8.8%
大洲小学校	902,904,960	730,284,960	172,620,000	354,300,329	196,958,355	157,341,974	60.8%	73.0%	△ 12.3%
幸小学校	1,341,303,377	1,341,303,377	0	460,090,042	486,650,154	△ 26,560,112	65.7%	63.7%	2.0%
新井小学校	1,225,239,094	1,225,239,094	0	420,845,559	446,630,195	△ 25,784,636	65.7%	63.5%	2.1%
南新浜小学校	1,210,161,290	1,174,091,369	36,069,921	338,197,891	325,181,478	13,016,413	72.1%	72.3%	△ 0.3%
大野小学校	1,699,409,957	1,532,024,207	167,385,750	590,906,023	456,476,598	134,429,425	65.2%	70.2%	△ 5.0%
塩焼小学校	1,419,074,913	1,212,992,425	206,082,488	503,354,154	321,253,686	182,100,468	64.5%	73.5%	△ 9.0%
稲越小学校	1,270,500,410	1,270,500,410	0	390,174,437	414,184,656	△ 24,010,219	69.3%	67.4%	1.9%
塩浜小学校	1,547,529,354	1,398,815,708	148,713,646	478,765,488	391,415,337	87,350,151	69.1%	72.0%	△ 3.0%
大和田小学校	825,263,917	825,263,917	0	202,246,431	219,329,973	△ 17,083,542	75.5%	73.4%	2.1%
福栄小学校	1,118,742,916	1,083,844,884	34,898,032	401,757,233	387,918,914	13,838,319	64.1%	64.2%	△ 0.1%
菅野小学校	1,197,131,326	1,180,860,526	16,270,800	351,541,329	359,373,268	△ 7,831,939	70.6%	69.6%	1.1%
妙典小学校	3,594,382,341	3,584,554,341	9,828,000	1,839,374,570	1,961,143,419	△ 121,768,849	48.8%	45.3%	3.5%
小学校合計	44,420,553,477	42,833,989,258	1,586,564,219	14,925,360,498	14,339,112,270	586,248,228	66.4%	66.5%	△ 0.1%

【中学校】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
第二中学校	1,194,279,016	1,193,108,266	1,170,750	265,889,142	279,297,102	△ 13,407,960	77.7%	76.6%	1.1%
第三中学校	1,569,540,150	1,568,534,250	1,005,900	346,346,531	376,620,165	△ 30,273,634	77.9%	76.0%	1.9%
第四中学校	1,308,907,890	1,307,879,940	1,027,950	333,913,382	358,971,748	△ 25,058,366	74.5%	72.6%	1.9%
第五中学校	1,491,107,197	1,489,912,297	1,194,900	398,080,601	425,137,593	△ 27,056,992	73.3%	71.5%	1.8%
第六中学校	1,579,095,512	1,567,965,512	11,130,000	539,477,037	561,188,361	△ 21,711,324	65.8%	64.2%	1.6%
第七中学校(ケアハウス・デイサービス・ケアハウス・すえひろ保育園含む)	3,610,181,286	3,607,537,386	2,643,900	2,473,603,150	2,547,421,383	△ 73,818,233	31.5%	29.4%	2.1%
第八中学校	684,598,505	684,598,505	0	284,321,529	297,453,192	△ 13,131,663	58.5%	56.6%	1.9%
下貝塚中学校	1,163,555,065	1,102,703,995	60,851,070	349,167,401	310,340,629	38,826,772	70.0%	71.9%	△ 1.9%
高谷中学校	1,301,460,718	1,158,146,218	143,314,500	457,495,314	338,516,662	118,978,652	64.8%	70.8%	△ 5.9%
福栄中学校	1,426,663,127	1,231,123,821	195,539,306	470,674,028	296,234,285	174,439,743	67.0%	75.9%	△ 8.9%
東国分中学校	1,373,568,488	1,165,668,488	207,900,000	525,979,887	344,056,001	181,923,886	61.7%	70.5%	△ 8.8%
大洲中学校	1,458,949,980	1,458,949,980	0	580,987,532	608,212,869	△ 27,225,337	60.2%	58.3%	1.9%
塩浜中学校	1,250,744,000	1,250,744,000	0	357,230,423	380,667,570	△ 23,437,147	71.4%	69.6%	1.9%
南行徳中学校	1,567,696,144	1,521,558,000	46,138,144	505,245,470	491,483,327	13,762,143	67.8%	67.7%	0.1%
妙典中学校	1,586,369,166	1,583,429,166	2,940,000	557,206,790	588,091,823	△ 30,885,033	64.9%	62.9%	2.0%
特別支援学校(須和田ヶ丘・稲越校舎)	520,462,964	520,462,964	0	213,271,392	226,987,760	△ 13,716,368	59.0%	56.4%	2.6%
第一中学校	1,392,526,600	1,341,202,600	51,324,000	332,216,083	307,394,547	24,821,536	76.1%	77.1%	△ 0.9%
中学校合計	24,479,705,808	23,753,525,388	726,180,420	8,991,105,692	8,738,075,017	253,030,675	63.3%	63.2%	0.1%

【公民館】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
鬼高公民館	87,790,750	87,790,750	0	26,529,967	28,837,893	△ 2,307,926	69.8%	67.2%	2.6%
信篤公民館(信篤図書館含む)	615,356,650	615,356,650	0	216,721,941	232,640,713	△ 15,918,772	64.8%	62.2%	2.6%
柏井公民館(柏井こども館含む)	225,249,750	225,249,750	0	64,386,273	71,751,736	△ 7,365,463	71.4%	68.1%	3.3%
若宮公民館	182,789,500	182,789,500	0	82,449,054	86,942,450	△ 4,493,396	54.9%	52.4%	2.5%
市川公民館	762,726,000	762,726,000	0	393,291,308	409,681,528	△ 16,390,220	48.4%	46.3%	2.1%
西部公民館(中国分こども館含む)	704,175,581	654,811,931	49,363,650	264,726,875	232,451,717	32,275,158	62.4%	64.5%	△2.1%
曽谷公民館(曽谷こども館含む)	671,464,983	671,464,983	0	200,979,846	217,759,627	△ 16,779,781	70.1%	67.6%	2.5%
幸公民館	244,543,561	244,543,561	0	118,868,918	124,915,740	△ 6,046,822	51.4%	48.9%	2.5%
南行徳公民館(相之川こども館含む)	620,443,980	620,443,980	0	325,561,918	341,776,196	△ 16,214,278	47.5%	44.9%	2.6%
本行徳公民館(本行徳こども館含む)	323,816,382	323,816,382	0	103,856,187	112,634,393	△ 8,778,206	67.9%	65.2%	2.7%
中央公民館	235,501,000	235,501,000	0	2	2	0	100.0%	100.0%	0.0%
東部公民館(本北方こども館含む)	935,161,400	935,161,400	0	311,337,116	334,244,247	△ 22,907,131	66.7%	64.3%	2.4%
中央公民館菅野分館	158,114,250	158,114,250	0	148,057,342	153,085,796	△ 5,028,454	6.4%	3.2%	3.2%
公民館合計	5,767,133,787	5,717,770,137	49,363,650	2,256,766,747	2,346,722,038	△ 89,955,291	60.9%	59.0%	1.9%

【ふれあい館】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
鬼越・鬼高地域ふれあい館	11,867,108	10,449,608	1,417,500	1,401,673	1	1,401,672	88.2%	100.0%	△11.8%
宮田地域ふれあい館	2,960,650	2,960,650	0	1	1	0	100.0%	100.0%	0.0%
行徳地域ふれあい館(放課後保育クラブ含む)	31,603,000	31,603,000	0	5,643,232	6,649,597	△ 1,006,365	82.1%	79.0%	3.2%
香取地域ふれあい館	2,796,000	2,796,000	0	480,254	564,134	△ 83,880	82.8%	79.8%	3.0%
市川地域ふれあい館	16,954,218	16,954,218	0	1	1	0	100.0%	100.0%	0.0%
新井地域ふれあい館	30,045,000	30,045,000	0	942,410	1,843,760	△ 901,350	96.9%	93.9%	3.0%
大野地域ふれあい館	65,991,070	65,991,070	0	22,333,449	24,313,181	△ 1,979,732	66.2%	63.2%	3.0%
八幡地域ふれあい館	17,785,310	17,785,310	0	2	533,561	△ 533,559	100.0%	97.0%	3.0%
富美浜地域ふれあい館	34,172,000	34,172,000	0	1	780,595	△ 780,594	100.0%	97.7%	2.3%
平田地域ふれあい館	14,449,827	14,449,827	0	1	1	0	100.0%	100.0%	0.0%
奉免地域ふれあい館	18,150,000	18,150,000	0	1,516,058	2,060,558	△ 544,500	91.6%	88.6%	3.0%
本八幡地域ふれあい館	20,586,193	20,586,193	0	1,852,763	2,470,348	△ 617,585	91.0%	88.0%	3.0%
湊地域ふれあい館	13,780,000	13,780,000	0	1	1	0	100.0%	100.0%	0.0%
ふれあい館合計	281,140,376	279,722,876	1,417,500	34,169,846	39,215,739	△ 5,045,893	87.8%	86.0%	1.9%

【福祉施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
養護老人ホームいこい荘	534,216,622	534,216,622	0	182,417,186	191,532,994	△ 9,115,808	65.9%	64.1%	1.7%
梨香園	244,853,175	244,853,175	0	78,799,483	84,876,859	△ 6,077,376	67.8%	65.3%	2.5%
チャレンジ国分	124,181,000	124,181,000	0	44,467,635	46,573,763	△ 2,106,128	64.2%	62.5%	1.7%
身体障害者福祉センター	109,140,150	109,140,150	0	32,277,901	33,894,189	△ 1,616,288	70.4%	68.9%	1.5%
こども発達センター（駅南公民館・大洲こども館含む）	1,421,838,470	1,375,638,470	46,200,000	486,095,345	479,499,162	6,596,183	65.8%	65.1%	0.7%
フォルテ行徳	107,795,150	107,795,150	0	32,277,900	33,894,188	△ 1,616,288	70.1%	68.6%	1.5%
明松園	157,962,250	157,962,250	0	23,744,194	27,450,343	△ 3,706,149	85.0%	82.6%	2.3%
福祉施設合計	2,699,986,817	2,653,786,817	46,200,000	880,079,644	897,721,498	△ 17,641,854	67.4%	66.2%	1.2%

【文化施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
文化会館	6,687,678,900	6,687,678,900	0	2,559,686,065	2,704,945,655	△ 145,259,590	61.7%	59.6%	2.2%
清華園	4,832,000	4,832,000	0	1	1	0	100.0%	100.0%	0.0%
旧芳澤邸	215,906,502	215,906,502	0	148,942,730	157,240,288	△ 8,297,558	31.0%	27.2%	3.8%
八幡市民談話室	535,405,599	535,405,599	0	219,542,147	229,326,635	△ 9,784,488	59.0%	57.2%	1.8%
市民会館	211,549,368	211,549,368	0	32,195,967	34,200,911	△ 2,004,944	84.8%	83.8%	0.9%
旧水木邸	328,860	328,860	0	1	1	0	100.0%	100.0%	0.0%
木内ギャラリー	39,060,000	39,060,000	0	29,595,145	30,649,765	△ 1,054,620	24.2%	21.5%	2.7%
東山魁夷記念館	909,333,900	909,333,900	0	684,708,673	714,995,217	△ 30,286,544	24.7%	21.4%	3.3%
文化施設合計	8,604,095,129	8,604,095,129	0	3,674,670,729	3,871,358,473	△ 196,687,744	57.3%	55.0%	2.3%

【保健・衛生施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
クリーンセンター	10,778,830,409	10,778,830,409	0	5,684,039,717	5,983,695,930	△ 299,656,213	47.3%	44.5%	2.8%
市川市衛生処理場	2,874,623,361	2,874,623,361	0	1,224,294,232	1,350,199,191	△ 125,904,959	57.4%	53.0%	4.4%
菅野終末処理場	422,722,896	422,722,896	0	179,775,905	190,277,496	△ 10,501,591	57.5%	55.0%	2.5%
市川市霊園	319,487,530	319,487,530	0	145,815,824	152,985,511	△ 7,169,687	54.4%	52.1%	2.2%
市川市斎場	1,125,480,001	1,125,480,001	0	450,750,541	479,824,625	△ 29,074,084	60.0%	57.4%	2.6%
市川市保健センター	645,829,420	645,829,420	0	155,425,144	164,906,534	△ 9,481,390	75.9%	74.5%	1.5%
市川市斎場塩浜分館	49,031,528	49,031,528	0	25,606,962	27,077,907	△ 1,470,945	47.8%	44.8%	3.0%
急病診療・ふれあいセンター（障害者地域生活支援センターなど含む）	885,431,695	885,431,695	0	562,433,121	600,477,730	△ 38,044,609	36.5%	32.2%	4.3%
保健医療福祉センター	7,538,627,358	7,538,627,358	0	3,533,358,809	3,806,996,868	△ 273,638,059	53.1%	49.5%	3.6%
保健・衛生施設合計	24,640,064,198	24,640,064,198	0	11,961,500,255	12,756,441,792	△ 794,941,537	51.5%	48.2%	3.2%

【スポーツ施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
塩浜市民体育館	2,817,141,400	2,817,141,400	0	1,047,581,215	1,096,082,445	△ 48,501,230	62.8%	61.1%	1.7%
市川市市民プール	408,646,011	408,646,011	0	50,669,105	54,010,238	△ 3,341,133	87.6%	86.8%	0.8%
スポーツセンター	1,475,240,250	1,409,034,600	66,205,650	612,139,309	574,734,981	37,404,328	58.5%	59.2%	△ 0.7%
信篤市民体育館	131,043,698	131,043,698	0	31,127,829	35,059,139	△ 3,931,310	76.2%	73.2%	3.0%
スポーツ施設合計	4,832,071,359	4,765,865,709	66,205,650	1,741,517,458	1,759,886,803	△ 18,369,345	64.0%	63.1%	0.9%

【生涯学習施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
菅平高原いちかわ村	258,817,454	258,817,454	0	54,538,319	60,169,415	△ 5,631,096	78.9%	76.8%	2.2%
少年自然の家	1,024,940,116	1,024,940,116	0	376,661,893	399,410,193	△ 22,748,300	63.3%	61.0%	2.2%
生涯学習センター(映像文化センター・教育センター・中央こども館・中央図書館・公民館センター)	11,533,057,484	11,526,095,984	6,961,500	4,928,558,802	5,101,463,303	△ 172,904,501	57.3%	55.7%	1.5%
歴史博物館	492,100,550	492,100,550	0	115,765,595	124,190,749	△ 8,425,154	76.5%	74.8%	1.7%
自然博物館	605,438,725	605,438,725	0	171,920,750	179,917,328	△ 7,996,578	71.6%	70.3%	1.3%
考古博物館	205,442,000	205,442,000	0	21,449,380	23,495,380	△ 2,046,000	89.6%	88.6%	1.0%
いちかわ市民キャンプ場	20,386,075	20,386,075	0	6	6	0	100.0%	100.0%	0.0%
生涯学習施設合計	14,140,182,404	14,133,220,904	6,961,500	5,668,894,745	5,888,646,374	△ 219,751,629	59.9%	58.3%	1.6%

【その他公共施設】

資産名称	取得額(A)			年度末時点の 評価額(B)			資産老朽化比率 (C)=(A-B)／(A)		
	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減	平成24年度	平成23年度	増減
地方卸売市場	872,594,759	872,594,759	0	322,976,083	346,201,075	△ 23,224,992	63.0%	60.3%	2.7%
いちかわ観光・物産案内所	76,523,859	76,523,859	0	40,687,808	42,014,584	△ 1,326,776	46.8%	45.1%	1.7%
大柏川ビジターセンター	62,235,600	62,235,600	0	43,977,535	47,063,405	△ 3,085,870	29.3%	24.4%	5.0%
勤労福祉センター本館	391,366,735	391,366,735	0	98,132,322	108,413,405	△ 10,281,083	74.9%	72.3%	2.6%
勤労福祉センター分館	121,240,427	121,240,427	0	25,731,435	28,116,833	△ 2,385,398	78.8%	76.8%	2.0%
動植物園	1,693,028,042	1,693,028,042	0	585,169,617	627,763,143	△ 42,593,526	65.4%	62.9%	2.5%
男女共同参画センター	1,106,451,639	1,106,451,639	0	473,050,735	490,096,160	△ 17,045,425	57.2%	55.7%	1.5%
その他公共施設合計	4,323,441,061	4,323,441,061	0	1,589,725,535	1,689,668,605	△ 99,943,070	63.2%	60.9%	2.3%

○老人憩の家の設置運営について

(昭和四〇年四月五日)

(社老第八八号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

老人福祉を増進するための施設対策として、老人福祉法による老人福祉施設のほか、従来厚生年金保険積立金還元融資及び国民年金特別融資による「老人クラブ」の整備が行なわれてきたところであるが、最近におけるその需要の増嵩と重要性にかんがみ、

今般これを「老人憩の家」として、その設置運営要綱を次のとおり定め、積極的な整備を図ることとしたので、貴都道府県においても管下市町村に対しその実施方につき指導されたい。

なお、この施設の整備については、今後、社会局において取り扱うよう年金局と協議済みであるので了知のうえ遺憾なきを期されたい。

《老人憩の家設置運営要綱》

第一 老人憩の家の目的

老人憩の家は、市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もつて老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

第二 設置及び運営主体

老人憩の家の設置主体及び運営主体は市町村とすること。ただし、必要があるときは、その運営を社会福祉法人又は都道府県知事が適当と認めたものに委託することができること。

第三 設置及び運営の基本方針

老人憩の家の設置及び運営については、その目的にかんがみ、老人の健全な憩の場を確保し、老人の心身の健康の増進が図られるよう特に留意するものとする。

第四 設置基準

1 立地条件について

老人憩の家の建設地は、環境、老人の分布状況等の地理的条件等を考慮し、その社会的需要に応じた効率的な利用を確保できると認められる地であること。

2 構造設備について

(1) 老人憩の家の規模は、利用予定者数、事業内容等を考慮するものとし、その延面積は四九五平方メートルの範囲内であること。

(2) 構造設備の細部については、老人憩の家設計基準(別紙 1)によるものとする。

第五 運営基準

1 利用者について

老人憩の家の利用者は、原則として六〇歳以上の者とする。

2 利用料について

原則として、利用料は無料とすること。

ただし、特別の設備を設け、これを利用させる場合等にあつては、その利用のために必要な実費を徴収して差し支えないこと。

3 管理について

(1) 老人憩の家の設置主体は、次の事項を明らかにした管理規程を定めなければならないこと。

ア 憩の家の名称

イ 利用手続

ウ 利用者の守るべき規律

エ その他

(2) 管理上必要な細目については、老人憩の家管理基準(別紙 2)によるものとする。

《別紙 1》

老人憩の家設計基準

1 老人憩の家の建設規模は立地条件、利用予定者数等を十分考慮すること。

2 老人憩の家の構造は原則として平屋建とすること。ただし、敷地等の制約で止むを得ず二階建とする場合には、避難用スロープ等を完備すること。

3 老人憩の家の具体的設計に当つては、あらかじめ次の諸点について考慮すること。

(1) 敷地内における施設計画については、単に建物のみに限らず、庭園、周囲の造園計画、避難用空地等をも併せて考慮すること。

(2) 湯沸場及び浴室等を設ける場合にあつては、火気を用いる部分の周囲は、不燃性材料で被覆すること。

(3) 浴室は老人の利用を考慮し、浴槽の形態、洗い場の材料等についても充分配慮すること。

(4) 集会室の広さは利用人員一人当たり一・〇平方メートル(〇・三坪)程度を基準に定めること。

(5) 階段を設ける場合には、なるべく勾配をゆるやかにし、段の高さをあまり高くしないこと。

《別紙 2》

老人憩の家管理基準

1 老人憩の家には必ず「老人憩の家」の表示をしなければならないこと。

2 老人憩の家及びこれに附帯する設備並びに備品類の維持管理については特に留意し、補修、改修又は補充の必要があるときは、すみやかに措置しなければならないこと。

- 3 老人憩の家においては、常に健全、かつ、明朗な雰囲気を保ち、秩序を維持するよう努めなければならないこと。
- 4 老人憩の家内における火災、盗難の防止には、万全を期さなければならないこと。
- 5 老人憩の家の特別の設備を利用させる場合の利用料については条例に規定しなければならないこと。
- 6 老人憩の家においては次の事項を憩の家に掲示し、利用者に周知させなければならないこと。
 - ア 利用手続。
 - イ 特別の設備を利用する場合の利用料。
 - ウ 利用時間等利用者の遵守すべきこと。

—厚生労働省 公式 Web ページより抜粋—

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)
最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 公立図書館（第十条―第二十三条）
- 第三章 私立図書館（第二十四条―第二十九条）
- 附則

第一章 総則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。
2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)
第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)
第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。
2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)
第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。
一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの
二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの
三 三年以上司書補（国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。）として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの
2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
一 司書の資格を有する者
二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)
第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

第七条 削除

(協力の依頼)
第八条 都道府県 of 教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村 of 教育委員会に対し、総合目録 of 作製、貸出文庫 of 巡回、図書館資料 of 相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公 of 出版物 of 収集)
第九条 政府は、都道府県 of 設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報 of 用に供せられる印刷局発行 of 刊行物を二部提供するものとする。
2 国及び地方公共団体 of 機関は、公立図書館 of 求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第十八条 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の

各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

—文部科学省 公式 Web ページより抜粋—

《 各委員からの意見要約一覧 》

◇審議事項①

- ・「公共施設の評価」における着眼点に関する提言・・・P1
- ・各委員からの意見等取りまとめ・・・・・・・・・・ P5

◇審議事項②

- ・公共施設の短期的な経営効率化に関する提言

《図書館》・・・P6

《駐輪場》・・・P8

《公民館》・・・P10

《老人いこいの家》・・・P12

《その他の施設》・・・P13

◇その他 意見等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

◇審議事項①「公共施設の評価」における着眼点に関する提言

【1】

図書館：利用者の述べ人数だけでの評価ではなく、来館者数、実質利用者数を割合で評価／利用者住所、借用希望図書の借用実現率での評価

駐輪場：駐輪時間での評価／利用実態を把握し CO2 削減に向けた評価

公民館：利用目的と利用室を把握した評価をすることで改善につなげる

【2】

審議対象の公共施設を4つの分類に分けてみました。

①単に場所を貸しているだけの施設：駐輪場・公民館・いこいの家・文化会館等

②地域のつながりを生み出すための拠点：公民館・いこいの家

③最低限の生活維持のためのもの：福祉（高齢者・障がい者・子ども子育て）

④生活を向上させるもの：文化・芸術（図書館・博物館・文化会館等）

①の分類に入る施設は、コスト＝収入に近づくように努力すべきです。

公民館やいこいの家は、①にも②にも入ると思います。②の役割を果たすためには、地域や行政の様々な部署との連携やNPO、企業との協働が必要なので、②の分類に入る施設は、協働・連携を行っているかどうかを評価の項目に入れるのはいかがでしょうか。そのためには、市の行動計画に、協働で行う事業や民間に任せる事業を盛り込み、その効果を評価していかなければならないと思います。

③の福祉施設の場合、利用対象者が減れば、かかるコストも減るので、利用対象者が減るように工夫されているかどうかを評価の項目に入れればよいと思います。

（ケースワーカー等がニーズを正確にとらえて、過剰な利用を避ける。施設に頼らない予防策、地域のささえあいを取り入れる、など）

④が少なくなると、生活に彩りがなくなり、さびしい街になってしまいます。

全ての施設に共通することですが、民営化されて今までと同等のサービスが提供されるものは、民営化すべきです。

ただし、民営化が可能かどうかの判断や、施設の存続等の決定を、市役所内で行わない方がいいと思います。今まで、関わってきた人には、思い入れ、固定観念等があり、判断が偏ってしまうでしょう。市民委員会やタウンミーティング等の方法で、市民が判断する方がいいと思います。その際、当事者以外の市民も加わって、個別の施設に関してだけ検討するのではなく、全体の状況をとらえながら、民営化するのか、廃止するのか、現状維持かを考えた方がいいと思います。今すぐは無理でも、長期的に取り組んでいけば、財政健全化につながってくると思います。

【3】

- ・図書館 市川市民の文化度を測る指標があるのであれば、文化度と利用率(市民一人当たりに割り戻す)。書店と連携して、市川市内の書籍売上与図書館利用を市場換算した場合の市民一人当たりの享受率と現在かかっている費用。労働面、人権面から、働いている方の属性(障害者率や市場では働きにくい環境にある方)とかかっている人件費
- ・駐輪場 同等規模の他市比較により、自転車を使用せずに徒歩で駅を利用している方が、負担している額と、利用している方が負担している額の比較により、さらなる費用負担を促す。もしくは、自動車を利用するとさらに市としてのコストが上がっているのであれば、自動車通勤者や日常的に自動車を利用している方と比較。今回駐輪場のみだが、そもそも市が運営している駐車場があるのでしょうか？今後もつくる計画がなければ、駐車場との比較は必要ないと考えます。
- ・公民館 図書館と同等の指標を検討。また民間の会議室との金額格差を2分の1までにするなど。

【4】

すべての施設について、「将来的な施設の更新の必要性和予測されるコスト」と「隣の施設との交流を通じた相乗効果」を評価の項目に含める必要がある。

図書館と公民館、駐輪場については、市川市市民以外の利用者の「市川市のイメージアップ」(将来住みたいかなど)につながっているか評価する項目があると思う。

【5】

今回取り扱っている公共サービス群は、それぞれ性質、予算規模の異なるサービスであり、一律の基準で数値化し、比較することは無理がある。このため、それぞれのサービスにおいて、いくつかの評価項目を定め、妥当と思われる目標に対してどの程度の達成度が得られているのかを、個別に判定したい。

評価項目には、例えば次のようなものが考えられる。

公共性：公共のサービスとしてふさわしいか（必然性、サービスの質）

独自性：他のサービスと競合していないか（必然性、サービスの質）

合理性：サービスの提供の枠組みが妥当であるか（必然性、サービスの質）

有用性：どれだけ役に立っているか（サービスの量）

経済性：サービスの提供が効率的に行われているか、採算がとれているか（運営の質）

適応性：現状の不具合に対して柔軟に適応しているか、もしくは適応する努力がみられるか（運営の質）

将来性：将来の環境の変化をみすえた取り組みが行われているか（運営の質）

最終的には、市民がみてそのサービスが機能しているか、どこに問題があるのかが「一目瞭然」に判断できるように、レーダーチャートのような可視化ツールを用いた「図」をもって総合評価とすることを提案したい。

総合評価を数値化すること自体はあまり意味がないとはおもわれるが、更なる理解の補助として必要であれば、A～Fなどの段階による判定結果を付記することは妨げない。

【6】

○電気代節約と環境負荷低減への対応

- ・市川市の庁舎を含む公共施設の電球を計画的に全てLEDへ切り替えた場合の電球取り替え費用とその後の電気代節約額及びCO2排出量を比較検討。
- ・清水建設新社屋（2011年竣工）は、太陽光を最大限に利用した証明システムでカーボンハーフ（CO2 50%削減）を実現。

○バリアフリー化の状況

- ・子供や高齢者、身体障害者にやさしい施設であるべき。

○1つの施設で機能数がいくつあるか（施設の複合化、多機能化の推進）

- ・施設の複合化、多機能化を極力進めて、資産管理の効率的運用を図り、将来的には集約化をめざして、トータルとしての管理負担を削減する。
- ・その点、市川駅南公民館の活動状況は良い例。

○耐震基準をクリアーしているか、定期的に避難訓練をしているか。

- ・耐震改修促進法が改正され、13年11月25日から施行された。
- ・病院、店舗、旅館等の不特定多数のものが利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものなどについて、H27年末までに耐震診断の義務化、耐震診断結果が公表されることになった。

○施設管理者が施設利用に当たって、市民の満足度向上、利用者数を高める、市民からのクレーム（苦情）が少なくなるような取り組みをしているか。その成果は上がっているか。

【7】

共通の観点案

- ①有効性（事業目的の達成度）
- ②必要性（公費負担の是非、市場性ないものか？）
- ③公平性（利用者限定なら受益者負担）

④効率性（経費節減、収入確保、工夫改善度合）

⑤民間活力活用（NPO との協働、民間業者委託可否、ボランティア活用）

⑥施設の価値（耐用年数等、公会計上）。

他に期待度、満足度、緊急性、周知度など。

(i)図書館；先ず利用目的の調査（閲覧/貸借/学習。対象は図書/新聞/AV。利用者の年齢・住所・曜日・時間帯）。

(ii)駐輪場；自転車利用による健康増進、美観、通行の安全確保、防犯・消防・救急活動の円滑化、駅周辺スペース有効活用。

(iii)公民館と老人憩の家；先ず利用状況について共同の調査（利用層、講座など）。

審議事項①「公共施設の評価」における着眼点に関する提言 — 各委員からの意見等取りまとめ —

◇各委員から頂いた回答やこれまでの審議内容等を基に、「公共施設の評価」に関する着眼点について、以下の通り取りまとめた。

評価の対象

◇評価すべき対象を以下の通り分類した。

公共施設のソフト面

- ・各施設で提供されている公共サービス（事業）等を評価の対象とする。

公共施設のハード面

- ・各施設を資産として捉え、物理的な状況等を評価の対象とする。

評価の視点

◇公共施設を評価する際の「視点」を以下の通り分類した。

市 民 感 覚

行政の社会的責任

経 営 意 識

社会情勢への対応

評価の項目

◇公共施設を評価する際の「項目」を以下の通り抽出した。

公共性、独自性、合理性、有用性、経済性、有効性、必要性、
公平性、効率性、適応性、将来性、期待度、緊急性、など

◇審議事項②公共施設の短期的な経営効率化に関する提言

《図書館》

【1】

レンタル民間事業者との事業提携

貸出頻度が高い図書の貯蔵数を増やす（頻度が低いものは廃棄）などの適正な管理ニーズが高い作品や商品などの新規取扱いの検討

【2】

中央図書館にだけ規模・蔵書・人員等が集中している点を見直すべきである。

- ・中央だけ突出しています。縮小すべきです。縮小して不要になった面積には、民間に土地建物を借用している施設を移転するなど有効利用するとよいと思います。

【3】

中央図書館に集約して、家の近くの様々な拠点での貸出・返却ができるようにする。

【4】

図書館職員への収益という考え方導入に関する研修の実施と、職員による具体的プランの作成。

（そもそも、職員の方が図書館は収益を上げてはいけなく考えているが、収益を上げるといふことと、本を貸すといふことに関して費用を市民から徴収してはならないといふことはイコールではないので。図書館といふ箱物が収益を上げてはいけなくいわけではないようなので。）

【5】

中央図書館など、図書館に併設されるカフェの場所代や駐車場の有償化、自動販売機のさらなる設置など、図書館法の範囲外での収入を増やす努力をするべきである。

行徳図書館など、管理の中央図書館への集約と職員の巡回化、フロアごとのカウンターの廃止など、各図書館に貼り付ける正規職員数を減らす努力をさらに進めるべきである。

【6】

公共性、独自性について妥当であることはその設置根拠からあきらかである。同様に、設置基準から採算性を求めることができず、経済性については判定ができない。有用性については、一日の貸し出し冊数などから十分であると考えるが、一方一冊の本を提供するためのコストはきちんと算出されなければならない。また、昨今の紙メディアからデジタルメディアへの移行にともなう図書館の役割の変化などについて

は、十分に対応しているとはいえず、将来性については努力の余地がある。

【7】

(1) 公共図書館のサービスで、以下に示す項目は、無料とするのは不適切で過剰サービスと感じました。

①DVD・CDの無料貸出、②中央図書館のシニアルーム・読書机使用、③新刊図書の貸出

(2) 公共図書館の近隣市民と、そうでない市民との間で、受益の格差が在る事は好ましくありません。

(3) 図書館法第17条の縛りで、公共図書館は料金徴収が出来ませんが、第29条私立図書館なら可能です。

(4) 《提案》

①図書館を行政から切り離し、私立図書館に衣替えして、適切な料金徴収を行う。

②新刊図書予算（年8千万円）を半減し、新刊図書で街の本屋さんと競合する本の購入は止める。

【8】

市民の読書熱を高めるための読書感想文の募集と審査による表彰を毎年実施

【9】

- ・CD・DVD・VTR利用者からの利用料徴収（法的制約の解釈の他、著作権に関するコストの整理が必要だが）（収益の確保）
- ・延滞で警告を2週間後、督促を1ヶ月後とし、督促以降は延滞手数料を徴収（収入増、図書の回転をよくして余計な在庫の縮減、他の借り手へのサービス向上。（収益増加、コスト削減、ベネフィット）
- ・設置場所の見直し・統廃合（コスト削減）および八幡駅・下総中山駅周辺にリクエスト本の提供場所設置（ベネフィット）

【10】

中央図書館の蔵書点検作業を拝見し、作業によっては、正規の職員でなくてもパートの活用でコスト削減ができるのではないかと感じる。行徳図書館は市民の生活に溶け込んでいるように感じたが、スペース的に無駄が多いように感じた。

《駐輪場》

【1】

- ・小売店との共同利用や、共同利用した小売店が配布するポイントの還元
- ・利用目的と空車時間帯や曜日の把握
- ・ウォーキングを奨励し利用頻度の低い駐輪場の廃止
- ・月賃の場合は、自宅から駅までの距離による契約料金や契約駐輪場の差別化

【2】

利用者負担の平等を図るべきである。

【3】

無料は無しにして、低所得者には免除手続きをする。屋根つきは割増にする。

【4】

無料のところは有料にする。また、金額を一律2倍にする。しかし、徴収するための費用(システム作成や徴収のための人件費)が費用を駐輪場料金を上回っては意味がないので、よくコスト計算をしてから導入する必要がある。

【5】

利用者が多く、利用者の便益が大きい第1駐輪場について早急に有料化するべきである。ただし、設備の更新など有料化に見合う設備投資も必要。

【6】

駐輪場の件ですがすべて有料にすべきだと思います。フリー（無料）というのは、使い方などに不都合が出てくるのではないかと。

【7】

公共性、経済性については問題ない。ただし、駐輪場の設置区分の設定等、本当に合理的であるのか疑問が残った。適応性については、駅前の駐輪スペース不足の解消をめざしていることなど評価できると思う。

【8】

- (1) 従来思想は、防災の観点が強くと、駅広周辺の不法駐輪自転車の収容が第一義だった事は分ります。
- (2) 官民連携して通勤者・生活者用に十分な駐輪台数が確保された今日、便益提供への対価を得るべきです。
- (3) 距離制限を止め、無料サービスを全廃し、市場価格に合わせて、値上げ可能な所は値上げすべきです。

市川駅周辺：①第 1・第 8 駐輪場の有料化、②第 4 駐輪場の値上げ、③第 6 駐輪場の立体化、④第 7 駐輪場の不正防止

Cf. 市川駅周辺駐輪場の改札口からの距離：①第 1：230m、④第 4：90m、⑥第 6：260m、⑦第 7：210m、⑧第 8：300m

(4) 貧しい人の為の無料化の論理に対しては、個人的に扶助する事で、公共料金の正常化を図るべきです。

(5) 自転車対策課所管の、駐輪指導・不法駐輪撤去・違反車保管の 3 業務は、統合・効率化で、コストダウン可能です。

【 9 】

全駐輪場の有料化および駅からの距離（利便性の良し悪し）によって、利用料金に格差をつける。（料金体系への移行）

【 1 0 】

- ・ 無料駐輪場の有料化（収益確保）
- ・ 鉄道業者に対して放置自転車対策税の徴収までは必要ないが、用地の提供や利用料金の低減に協力いただく。（コスト削減）

【 1 1 】

市民にとっては駅至近で安い方が良いが、駐輪場の有料・無料の仕分けが分かりにくいと感じた（駅至近の上、屋根があり濡れずに、直結の場所が無料など）。全体的に管理する人間が多いように感じる。また料金についても無料は廃止し、時間貸しの料金を設定してはいかがかと思う。

《公民館》

【1】

- ・利用料金の差別化による個人利用の認可
- ・行政からの利用促進を提案

例) ホームパーティーの開催、大型スクリーンをレンタルしての映画鑑賞。

【2】

生涯学習だけでなく地域福祉及び地域力の向上という観点から利用の利便性を図るべきである。もっと地域との連携が必要である。

- ・最近では、近所の人と付き合わない人が多くなり、地域力が低下しているといわれています。また、市の福祉計画に地域福祉を大きく掲げていますが、なかなか成果を上げているとは思えません。その一つの要因に公民館が地域と連携していないと思われる。もっと、公民館を地域に有効利用させるよう努力する必要があります。

【3】

単なる貸館として利用している場合と、地域のコミュニティ作りを目指しているものを分ける。

【4】

民間施設の1/2まで使用料を値上げ。無料にする場合のみ審査(たとえば、仲間内だけで実施するものではなく、市川市の在住在勤者であればだれでも参加できる場合等)

【5】

市川駅南公民館、行徳公民館で共通して見られたように、縦割りではなく同一建物内の他の施設との管理の一体化を進め、コストの削減と、相互交流や共同イベントの実施などの相乗効果の向上をもっと図るべきである。

現在の利用者への丁寧な説明は必要だが、既に方向性が決まっているように、実態に応じた利用料の見直しを早急に進めるべきである。

【6】

経済性、独自性について疑問がある。図書館、いこいの家、こども館、すべてに公民館的なサービス、もしくは公民館の支所がみられ、「公民館＝建物」の印象を強く感じた。

【7】

(1) 前回議論した課題の施設を視察し、前回の当戦略会議の答申が、誤りでない事を改めて確信しました。

(2) 受益者は、全額とは言わないまでも、少なくともコストの半額は負担すべきであ

ると思います。

- (3) 労務費の高い行政職員の公民館への配置を止め、指定管理者に委託する等のコスト削減も必要です。
- (4) 貧しい人の為の無料化の論理に対しては、個人的に扶助する事で、公共料金の正常化を図るべきです。

【8】

一人当たり利用料金の引き上げ。

【9】

- ・ 利用料金の見直し（前回答申）（コスト削減）
- ・ 利用状況を見た最適配置、他の利用目的の施設との共用化（スペース・管理者の節減）（コスト削減）

【10】

公民館を利用している市民からは、数十年の間、料金改定をしていないから市民感情としては安くて当たり前が定着しており、格安料金で部屋を借りられるため満足度は高いと思うが、（行徳公民館では）団体登録申請団体の活動が営利目的かどうかを判断するために、許可がおりるまで半年もかかるとの事。実際は現在、利用中の団体もほとんどが月謝をとっての活動だと思う。敷居が高く、一部の団体にとってのみ便利な所であると思う。より誰もが使えるようにし、営利目的の利用者には高い料金設定をすればよいと考える。料金も民間並みとは言わないまでも、採算がとれる金額に変えるべき。複合施設では、子ども～ご高齢の方まで行くのに、すべてが縦割りでそれぞれの交流が活発ではなく残念に感じた。教育分野などで公民館利用者の力が発揮できる機会が多々あると感じる。

《老人いこいの家》

【1】

子供とお年寄りの交流の場とする

【2】

要支援の老人が要介護にならないための施設としての重要性を評価すべきである。

- ・将来、医療及び介護に費用がかからないようにするためには、予防が大事であり、老人いこいの家はその重要な施設である。したがって縮小すべきではなく、すべてのいこいの家に指定管理者ら制度を導入し民間活力で活性化すべきである。

【3】

公民館と同じ形のものは、公民館と同じ扱いにする。近隣のお年寄り一人一人の健康増進等につながるための役割りを考える。

【4】

サークル、同好会による部屋の利用について、利用形態が似ている公民館との役割分担と共通化を検討する必要がある。例えば、講座の情報や予約システムの共通化など。お風呂の利用が多く、しかし施設が老朽化していることから、入浴施設の改善に合わせて利用料を一部徴収することは可能か検討する必要がある（厚労省の通知の規定はあくまで「原則」？）。

【5】

いきいきセンターの件 有料化するのが難しいのかと思いますが何らかの方法で有料化することによって、使用の仕方が変わってくるのではないか、1グループが半日借りることが少なくなり多数の人達が利用でき、現在は1時間、2時間だけでよい場合でも取りにくくなっている現状があります。

【6】

公共性については論をまたない。将来的にさらに充実させていく必要がある。

【7】

- (1) お風呂の入浴費用までもが無料とは、正直びっくり致しました。ハシゴしている方も居られるそうです。
- (2) これは民業圧迫であり、民間の銭湯は立ち行かなくなります。（行徳地区で銭湯は全滅したそうです。）
- (3) 老人の全てが貧しい訳ではありません。個人的に扶助する事で、公共料金の正常化を図るべきです。

【 8 】

定期的な避難訓練の実施

【 9 】

他の施設（特に公民館）などとの施設共用化（コスト削減）。

【 1 0 】

利用者は健康的にも経済的にも恵まれた方が多く見受けられ、登録制の上、無料ということに違和感を感じた。公民館でのサークル活動との違いが無いように思う。

《その他の施設》

【 1 】

健康増進センターは来年度から廃止であるが、いこいの家同様、老人の老化防止の観点から、コストを抑えながらなんらかの形で存続させるべきであり、縮小すべきではないと思います。

【 2 】

民でできることは民に任せる。民に任せる方法は民が考える。

【 3 】

- (1) 行徳の 2 F 施設で認知症患者の扶助の困難さを認識し、日本人の死生観を変革する必要を感じました。
- (2) 自立性を喪失した国民の面倒見の責任範囲を、国家と個人で分担しないと、国家財政は破綻します。

【 4 】

複合施設化をはかり、建屋・駐車スペースや管理のための要員数の削減をはかる。施設単位に開館時間以上にわたり人の張り付けが必要となるため。（コスト削減）

◇その他 意見等

【1】

公民館についてはもう少し研修室等の利用状況を視察したかった。

【2】

南行徳いきいきセンターを見て、施設が単独で存在するより、他のもの（デイサービス）と一緒にの方が相乗効果が出ると感じました。大洲の施設は複合施設ですが、それぞれの部署が別々に動いているので、南行徳のような相乗効果は少ないと思いました。これからの時代は、協働・連携・コラボで2倍3倍の効果をあげていかないとダメだと思いました。一つ質問ですが、いこいの家を公民館に変えたり、公民館をコミュニティセンターに変えたり等、国からの規定で設置された施設を他の用途で使うように変更することは可能なのでしょうか？設置基準が足かせになっている事が多いと感じました。

【3】

公共施設の評価に限ったことではないが、先日の委員会でも発言させていただいた、「ISO 26000としてのあらゆる組織の社会的責任にかんするガイドライン」をベースとして、社会的責任の観点から評価軸を策定されるのが、今後の総合的、網羅的な組織評価に必要な視点であると考えます。なぜならば、たとえば、図書館の効率化に、経営視点のみが入ると、人権視点、労働慣行視点が抜けてしまうと考えるからである。たとえば、国分寺市が、公共調達を考えるあたり、以下のような解釈を進めている。
(https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/dbps_data/material/_localhost/200000/w201020/kaisetu.pdf)

行政としての社会的責任範囲を明確にしたうえで、今後5年は、民間企業並みに評価をすべきポイントを列挙していかなければ、理解が得にくいのではないかと考える。

上記を前提として、それぞれ見学をさせていただきました施設に関する評価の着眼点を列挙しました。

また、テクニカルですが、民間企業が同様な施設(たとえば貸し会議室や憩いの場等)との費用格差を一律1/2にするなど、基本的な方針が決定している方が、公共施設の性格ごとに吟味をするのは、非効率的ではないかと考えます。

【4】

公民館のところで書いたように、複合施設では、縦割りを超えて、管理の効率化と施設間の交流をさらに進めるべきである。

行財政改革推進課など行財政改革の担当の方には、委員から提起された問題意識を踏まえて、できるだけ多くの施設を直接見に行き実態と具体的な課題を明らかにしてもらえたらと思います。

【5】

- (1) 全部見てませんが、一事が万事なのでしょう。これじゃ国家・自治体の財政が悪化するのが当たり前です。
- (2) 行政から直接給与を頂いておられる現場職員のコスト感覚の無さに呆然とします。意識改革が必要です。
- (3) 定年が近くなると、職員は変化に臆病になります。野心を持った人物を、40歳代後半で課長に登用し、辣腕を振るわせ、成果を挙げた人のみ次長・部長に登用する人事制度導入は改革実現に有効です。

【6】

公民館のサークル活動で防音装置付カラオケルームがあるが、行政がそこまで面倒をみる必要があるのか。

【7】

- ・図書館（視察外含めて）は施設によって利用者の貸し出しや閲覧のしかたが異なるように感じた。
- ・民営化や委託管理が進まないとしたら、どこに原因があるか検討する必要がある。（例；老人いこいの家）